

令和7年度(2025年度)北海道釧路東高等学校の部活動に係る活動方針

1 活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」(平成31年1月30日北海道教育委員会策定、令和6年3月改正)に則り、「北海道釧路東高等学校の部活動に係る活動方針」(以下「本方針」という。)を策定することとした。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- ・本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- ・本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制しない。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部局活動

陸上競技、弓道、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ハンドボール、家庭、茶道、美術、吹奏楽、図書、放送、ボランティア

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。
- ・連絡先 北海道釧路東高等学校(釧路郡釧路町富原3番地1)
TEL(0154)36-2750 FAX(0154)36-2852 E-mail:kushirohigashi-z0@hokkaido-c.ed.jp
- ・担当 北海道釧路東高等学校 教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・部活動に要する経費等に係る資料を配付するなどして、保護者・生徒の理解を得るように努める。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する。
- ・部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと等について留意する。
- ・「学校における働き方改革北海道アクション・プラン(第3期)」(令和6年3月北海道教育委員会教育長決定)で示している、学校における働き方改革に向けた取組を推進する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・スポーツ医・科学の見地からは、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 部活動用指導手引の活用

- ・部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、十分留意し設定する。

(1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ・週あたり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日は休養日とするよう努める。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31以上の場合は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校における休養日等の設定

上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、校長が当該部活動の活動計画及び活動実績等を確認し、下記(4)の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を認める場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。その際には、当該部活動の活動計画及び活動実績を道教委に提出する。

(4) 原則の特例（及び高等学校段階における弾力的な休養日の設定）

上記(1)及び(2)に掲げる原則及び上記(3)に掲げる「高等学校段階における弾力的な休養日等の設定」に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

ア 休業日の下限

- ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末も含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

5 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

生徒のリーダー的資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

終わりに

校長は、本方針を毎年策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。